

平成27年度定期監査（平成27年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 臨時職員賃金について</p> <p>臨時職員の通勤手当の支出において、支給処理の誤り等により、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>勤務日数の誤りに伴う交通費の支払いの不足が生じた原因につきましては、臨時職員（地域支援係）賃金及び通勤手当の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったことによるものです。</p> <p>今回の通勤手当の不足につきましては、再度出勤簿の確認を行い、平成28年1月15日に不足分の支払いを行いました。</p> <p>今後につきましては、確認を徹底するため、賃金計算を行う際に、出勤簿等の確認を担当ほか1名の職員で行い、再発防止に努めます。</p> <p>（長寿介護課）</p> <p>通勤手当の支給額を誤って支給し、過払いが生じた原因につきましては、バスの交通費（ICカードバス利用特典サービス）を正確に理解していなかったためによるものであります。</p> <p>過払い分4月～11月分7,820円につきましては、平成27年12月25日に起票し当</p>

<p>2 非常勤特別職の報酬について</p> <p>非常勤特別職の報酬の支出において、勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>日戻入致しました。</p> <p>今後につきましては、十分な確認を行い、再発防止に努めます。</p> <p>(道路治水課)</p> <p>勤務日数の集計誤りにより、報酬の支払いに過不足が生じた原因につきましては、非常勤特別職である女性相談員の報酬の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったことによるものです。</p> <p>出勤簿を再度確認して、平成27年11月15日に追加分の支払いを行いました。</p> <p>今後につきましては、報酬計算を行う際に、出勤簿と有給休暇簿の確認を複数の職員で行うことで、確認を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>(人権・男女共同参画課)</p> <p>勤務日数の集計誤りにより、報酬の支払いに不足が生じた原因につきましては、非常勤特別職である図書館資料管理専門員の勤務日数の確認が十分になされなかったことによるもので</p>
--	---

